

役員の報酬・費用弁償及び日当に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フローレンス（以下、法人という）役員の報酬等及び、費用弁償、日当について定める。

（役員の定義）

第2条 この規程でいう役員とは、代表理事、理事および監事とする。

（役員の報酬）

第3条 法人は、役員（ただし、使用人兼務役員を除く）に対し、定款第19条に基づき、役員（使用人兼務役員を含む）の総数の3分の1以下の範囲内で、報酬（賞与を含む）を支払うことができる。役員報酬は一定の基準（以下、役員報酬算定基準という）により算定した金額を、経営会議の決議をもって決定する。

（報酬の算定基準）

第4条

役員報酬算定基準は、直前期の収支等を勘案して当期の予算の範囲内で定めるものとし、その改廃は理事会の決議を経るものとする。

（報酬の昇給）

第5条 原則として、役員報酬についての定期昇給は行わない。

（日当）

第6条 法人は、理事（ただし、代表理事及び使用人兼務役員を除く）に対し、オンライン開催を除く理事会への出席、またはその他の会議への出席等法人に求められた業務の対価として、1日につき20,000円の日当を支給する。

2 法人は、監事に対し、オンライン開催を除く理事会への出席の対価として、1日につき20,000円の日当を支給する。

（費用弁償）

第7条 役員がその職務のために要する費用は実費相当額を弁償するものとする。

（補足）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、代表理事からの提案を経て、理事会の決議によって行うものとする。

施行日：2010年（平成22年）10月1日

改定の履歴：

・2015年（平成27年）5月7日 改定

第3条「その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支払うことができる。役員報酬は直前期の収支を勘案し」加筆。

・2020年（令和2年）10月1日 改定

第3条 役員報酬の決定方法について規定

第4条 役員報酬算定基準及びその改廃について規定

・2022年（令和4年）11月30日 改定

*題名を次のように改める

役員等の報酬・費用弁償及び日当に関する規程

*第1条から第3条までを次のように改める

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フローレンス（以下、法人という）役員の報酬等及び、費用弁償、日当について定める。

第2条 この規程でいう役員とは代表理事および理事、監事とする。

第3条 法人の役員には定款第19条に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支払うことができる。役員報酬は一定の基準（以下、役員報酬算定基準という）により算定した金額を、経営会議の決議をもって決定する。

*第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える

（日当）

第6条 日当は、オンライン開催を除く理事会への出席、またはその他の会議への出席等、法人に求められた業務を施行した役員に対し、その対価として次のとおり支給する。

1日につき 20,000円

（費用弁償）

第7条 役員がその職務のために要する費用は実費相当額を弁償するものとする。

・2025年（令和7年）1月29日 改定

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条を変更

第9条を新設

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人フローレンス	事業年度	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日
-----	-----------------	------	------------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取寄附金（一般正味財産増減の部）	672,993,896 円
受取寄附金（指定正味財産増減の部）	265,815 円
受取民間助成金（一般正味財産増減の部）	19,376,560 円
受取国庫補助金等（一般正味財産増減の部）	1,891,575,761 円
病(後)児保育事業収益	793,664,077 円
みらいの保育園事業収益	52,493,793 円
被災地支援事業収益	12,807,996 円
障害児保育事業収益	426,647,576 円
赤ちゃん縁組事業収益	18,919,340 円
子ども宅食事業収益	68,252,284 円
ソーシャル・プロモーション事業収益	7,383,330 円
団体支援事業収益	2,776,996 円
雑収入	16,123,693 円
資産受増益	101,124,412 円
受取利息	217,334 円
合 計	4,084,622,863 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
東日本銀行 飯田橋支店	10,130,000 円
東日本銀行 飯田橋支店（小規模保育園改装資金等）	38,324,000 円
三菱UFJ 銀行 深川支店	15,038,000 円
みずほ銀行 飯田橋支店	151,220,000 円
りそな銀行 新宿支店	145,000,000 円
合 計	359,712,000 円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		391,717,685 円	保育園補助金(4 園)
		338,093,286 円	障害児保育園(4 園)
		254,166,947 円	母子家庭等対策総合支援事業費
		216,158,430 円	保育園補助金(3 園)
		159,083,527 円	保育園補助金(1 園)

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		72,939,743 円	広告宣伝費用
		69,733,455 円	事務所家賃
		38,080,417 円	社宅家賃
		24,106,000 円	自動車運行管理費用
		24,008,750 円	情報機器レンタル費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法 人 と の 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年 月 日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
		書籍	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 3 日	0 円	市価:880 円
		書籍	2024 年 12 月 12 日～ 2025 年 1 月 8 日	0 円	市価:1,500 円
		書籍	2025 年 1 月 7 日	0 円	市価:1,500 円
		書籍	2025 年 1 月 7 日	0 円	市価:1,500 円
		書籍	2025 年 1 月 8 日	0 円	市価:1,500 円

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			役員報酬	2024年4月1日～ 2025年3月31日	9,114,000 円
			給与(現物給 与)	2024年4月1日～ 2025年3月31日	79,821 円
			給与	2024年4月1日～ 2025年3月31日	8,721,500 円
			給与	2024年4月1日～ 2025年3月31日	
			給与	2024年4月1日～ 2025年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2024 年 4 月 1 日 ～2025 年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
730 人	1,906,249,272 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支 出 先 の 名 称 等	住 所 等	支 出 年 月 日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
別添資料参照			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	92,699,377 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）（初葉）

法人名	特定非営利活動法人フローレンス	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること （1）役員及びその親族等 （2）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	2024年4月1日～2025年3月31日		6人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申請時			人	人	%	人	%

（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
（注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <u>いいえ</u>	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<u>はい</u> ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名							チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人フローレンス		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td> ☒ する </td> <td> ☐ しない </td> </tr> </table>	同意		☒ する	☐ しない
同意							
☒ する	☐ しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人フローレンス
-----	-----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人フローレンス	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^{（注1）} 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^{（注2）} 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ

給与規程

特定非営利活動法人 フローレンス

令和 7 年 4 月 1 日

目 次

第1章 総則.....

- 第1条 (目的)
- 第2条 (スタッフの定義)
- 第3条 (給与の計算期間、支給日)
- 第4条 (給与の支払方法)
- 第5条 (給与からの控除項目)

第2章 給与.....

- 第6条 (給与の構成)
- 第7条 (基本給)
- 第8条 (通勤手当)
- 第9条 (その他手当)
- 第10条 (時間外勤務手当)
- 第11条 (休日勤務手当)
- 第12条 (深夜勤務手当)
- 第13条 (割増給与の計算期間)
- 第14条 (給与の日割計算)
- 第15条 (欠勤・遅刻等)
- 第16条 (計算の端数処理)
- 第17条 (休職者の給与)
- 第18条 (特別休暇等の給与)
- 第19条 (非常時払)
- 第20条 (給与の精算)

第3章 基本給.....

- 第21条 (基本給の決定)
- 第22条 (基本給の更改)

第 23 条（基本給改定の対象者）

第 24 条（時給スタッフの時給額改定）

第 25 条（基本給の減額）

第 26 条（給与の変更）

第 27 条（ディレクター給与）

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則第43条に基づいてNP0法人フローレンス（以下「当団体」という）に勤務するスタッフ（以下「スタッフ」という）の給与に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程でいうスタッフとは、就業規則第2条に定めるスタッフに適用する。
ただし、就業規則の管理職に該当するスタッフは、就業規則の時間外勤務手当、休日勤務手当の適用を除外する。

(給与の計算期間、支給日)

第3条 給与の計算期間は、当月の1日より当月の末日までとする。
2. 給与の支給日は、翌月25日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日に繰り上げて支給する。

(給与の支払方法)

第4条 給与は、その全額を通貨で、又は本人の同意を得て本人名義の口座に振込むものとする。ただし、法令で定めるものおよび従業員代表と合意したものについては、給与から控除することがある。

(給与からの控除項目)

第5条 当団体は、次に掲げるものをスタッフの毎月の賃金または賞与から控除する。

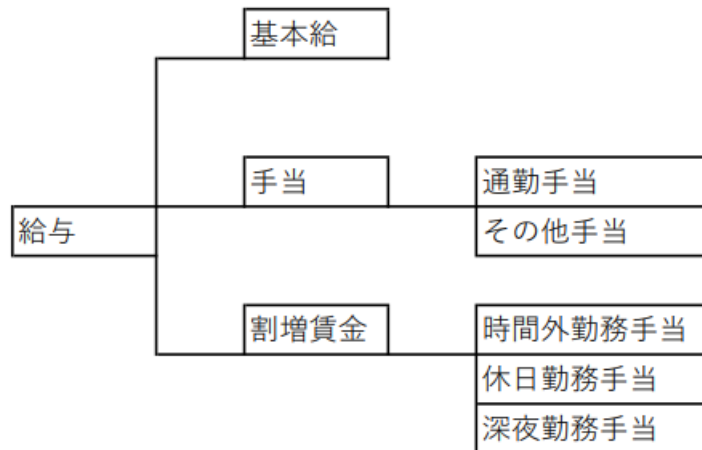
- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ⑤ スタッフの寮費
- ⑤ その他労使協定で定めるもの

第2章 給 与

(給与の構成)

第6条 給与の構成は、月給制または時給制とし、次のとおりとする。

2. 前項の他、当団体は臨時または特別に手当等を支給することがある。



(基本給)

第7条 基本給は下記の通りとする。

(1) 日給月給のスタッフ

基本給は日給月給とし、職務内容、経験、能力、実績等を考慮し、各人別に決定する。また、雇い入れ時において当団体の認める基準の経験を有するスタッフには基本給に経験者加算を行う。経験者加算の条件は別途「経験者加算規程」に定める。

(2) 時間給のスタッフ

基本給は時間給とし、職務内容、経験、能力、実績等を考慮し各人別に決定する。

2. 基本給の形態は以下の通り。

1) 月給制：代表理事

2) 日給月給制：月給フルタイム、月給C

3) 時給制：時給フルタイム、時給C、時給B、時給A

3. 日給月給・時給者の各職種の基本給上限・下限については別表1に定めるものとする。

4. 基本給の算出については日給月給のスタッフは小数点以下を四捨五入とし、時間給のスタッフの算出基本給の決定については10円未満を四捨五入する。

(通勤手当)

第8条 詳細は別途「通勤規程」に定める。

(その他手当)

第9条 その他手当に関する支給額等は別表2に定める。

2. 無給の休暇、欠勤または休職をし、当月の1日より当月の末日まで勤務がなかったときは、その期間中は手当を支給しない。
3. 受給資格を喪失したものに手当が支給された場合、既に支給した分を返納させる場合がある。
4. 週の所定労働日数や1日の所定労働時間に応じ、按分して支給する場合がある。

(時間外勤務手当)

第10条 所定労働時間を超えて労働した場合は、次により計算した時間外勤務手当を支給する。ただし、管理監督者については当該時間外勤務に対する手当は支給しない。

(日給月給者)

- ① 実労働時間が1日8時間（週40時間）までの部分

基本給+その他手当/週の所定労働日数×日の所定労働時間×4週×1.0×時間外労働時間数

- ② 実労働時間が8時間を超える部分

基本給+その他手当/週の所定労働日数×日の所定労働時間×4週×1.25×時間外労働時間数

(時給者)

- ① 実労働時間が1日8時間（週40時間）までの部分

基本時給+その他手当※ ×1.0×時間外労働時間数

- ② 実労働時間が8時間を超える部分

基本時給+その他手当※ ×1.25×時間外労働時間数

※なお、月額支給のその他手当については週の労働日数×8時間×4週で按分とする

2. 前項の定めにかかわらず、一給与計算期間の法定時間外勤務時間数が60時間を超

過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

(日給月給者)

基本給+その他手当/週の所定労働日数×日の所定労働時間×4週×0.5×時間外労働時間数

(時給者)

基本時給+その他手当※ ×0.5×時間外労働時間数

※なお、月額支給のその他手当については週の労働日数×8時間×4週で按分とする

(休日勤務手当)

第11条 休日に労働した場合は、次により計算した休日勤務手当を支給する。

法定休日に残業した場合の割増率は0.35増のままとする。

ただし、管理監督者については当該休日勤務に対する手当は支給しない。

(日給月給者)

基本給+その他手当/週の所定労働日数×日の所定労働時間×4週×1.35×時間外労働時間数

(時給者)

基本時給+その他手当※ ×1.35×時間外労働時間数

※なお、月額支給のその他手当については週の労働日数×8時間×4週で按分とする

2. 各スタッフの法定休日は日曜日とする。法定休日が日曜日以外のスタッフは個別の雇用契約書で定めることとする。

(深夜勤務手当)

第12条 午後10時～午前5時までの深夜の時間帯に勤務した場合、次により計算した深夜労働手当を支給する。

(日給月給者)

週の所定労働日数×日の所定労働時間×4とし、

基本給+その他手当/週の所定労働日数×日の所定労働時間×4週×0.25×深夜労働時間数

(時給者)

基本時給+その他手当※ ×0.25×深夜労働時間数

※なお、月額支給のその他手当については週の労働日数で按分とする

2. 深夜時間帯が残業時間になった場合、0.50 の割増率となる。

(割増給与の計算期間)

第 13 条 第 10 条の時間外勤務手当、第 11 条の休日勤務手当、第 12 条の深夜勤務手当の計算において、週の途中で月が変わり、月をまたいだ場合は前月の最終週から起算して 1 週間の割増時間数を計算する。

(給与の日割計算)

第 14 条 給与計算期間の途中において、雇い入れまたは退職した場合の給与は、次の計算式の通り支給する。

日割計算の額= 基本給+その他手当/月の所定労働日数※×当該月の実勤務日数

※月中入社の「月の所定労働日数」は入社日から月末までの所定労働日数とし、月中退職の「月の所定労働日数」は月始から退職日までの所定労働日数とする。

(欠勤・遅刻等)

第 15 条 欠勤・短時間勤務・遅刻・早退・私用外出などにより、所定労働時間の全部または一部を休業した場合において、その休業した時間に対応する基本給およびその他手当は支給しない。計算式は次の通りとする。

欠勤控除日額= 基本給+その他手当/月の所定労働日数※×欠勤日数

※月中入社の「月の所定労働日数」は入社日から月末までの所定労働日数とし、月中退職の「月の所定労働日数」は月始から退職日までの所定労働日数とする。

欠勤控除時間額= 基本給+その他手当/週の所定労働日数×日の所定労働時間×4 週×欠勤時間

(計算の端数処理)

第 16 条 給与計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

1. 控除する金額に円未満の端数がある場合は円未満を切捨て、支給する金額に円未満の端数がある場合は円未満を切り上げる。
2. 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該給与計算期間において時間数を合計し、1 分単位で計算する。

3. 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該給与計算期間において各々時間数を合計し、1分単位で計算する。

(休職者の給与)

第17条 休職中の期間に対する基本給および諸手当は、支給しない。

(特別休暇等の給与)

第18条 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、家族看護休暇及び、特別休暇（有給）については、これを出勤したものとして取り扱い、通常の賃金を支給する。

(非常時払)

第19条 疾病、葬儀、災害その他緊急の事由による非常時払は、当団体が認めた場合に本人の請求により、支払期日前でも既往の労働に対する給与を支払うことがある。

(給与の精算)

第20条 給与の未払い・過払い等があった場合、給与にて精算する。

2. 未払い・過払いの原因は、会社起因・本人起因を問わず遡及精算を行う。（会社起因・本人起因の定義は以下の通り）

1) 会社起因：昇格、昇給、条件変更など、人事情報の変更に伴い処遇が変わるもの、スタッフが所属する事業部が申請すべきもの

2) 本人起因：就業規則に則り、本人が手当の支給・廃止申請をするもの

3. 精算に際しては過払いのあった時期と賃金の清算時期とが合理的に密接した時期になされるのかを判断する。

4. スタッフが就業規則に定められた手当の支給及び変更・停止申請に関する精算については以下の通りとする。

1) 支給申請はスタッフ本人から支給申請があった月から支給する。

2) 支給額変更・停止については変更が発生した時点、本来申請すべきだった時点まで遡って精算を行う。

第3章 基本給

(基本給の決定)

第21条 基本給の額は、当団体の定める人事評価制度に基づき、各人ごとに決定する。

(基本給の更改)

第 22 条 日給月給制の基本給の更改は、原則として前年度末の人事評価及び当団体の業績により、毎年 7 月改定（7 月 1 日）とする。なお、本部の以下契約条件のスタッフは対象とする。

- ・無期契約時給
- ・有期契約月給（再雇用者）

また、有期契約スタッフに関しては、別途雇用契約書に定めるものとする。

2. 人事評価は人事評価規程に定めるものとする。

3. 昇降給金額は以下を原則とする。

(1) 評価昇降給

昇降給金額については、勤務状況・業務態度・出勤率等を踏まえ、評価ランクおよび各年度予算に応じて随時決定する。

(2) 勤続昇給

基準日：3 月 31 日（基準日時点で満 1 年であること）

なお、評価昇給の対象者であれば、休職期間等の控除は行わず満 1 年とみなし、勤続昇給も対象とする。

勤続昇給	
1 年毎	500

4. 当団体の業績等により昇給しない場合、降給する場合がある。

5. 時給制の給与の改定は、第 24 条に定める。

6. その他、経験年数による昇給は以下を原則とする。

1) 病児保育事業部 保育スタッフ

単位：円

経験年数	週 5 日勤務 昇給金額	週 4 日勤務 昇給金額
0 年	0	0
1 年	0	0
2 年	0	0
3 年	3,000	2,000
4 年	3,000	2,000
5 年	3,000	2,000
6 年	3,000	2,000
7 年	3,000	2,000
8 年以降	0	0

- ・入社後の経験は、入社日～該当年3月末日までの経験年数から算出し、1年未満は切り捨てる。
- ・経験年数の算出の際、試用期間は含む「私傷病による休職」「欠勤」は1日単位で控除する。
- ・詳細は別途定める

2) みらいの保育園事業部 園長

①みらいの保育園の園長としての経験年数とする

- ・小規模認可移行後（2015年4月1日以降）の園長経験年数とする
- ・社内異動者のフローレンス園長経験は、経験年数として考慮する
- ・基準日は3月31日時点とする
- ・詳細は別途定める

②勤務形態：週5日、日給月給スタッフ

③算定基準日：毎年4月1日

④算定方法：算定基準日に算定対象期間の経験年数（ヶ月）を現在の経験年数に加算し、該当する経験年数の給与基本給に昇給することとする

単位：円

経験年数	昇給金額	経験年数	昇給金額
1年目	3,000	16年目	2,000
2年目	3,000	17年目	2,000
3年目	3,000	18年目	2,000
4年目	3,000	19年目	2,000
5年目	3,000	20年目	2,000
6年目	3,000	21年目	2,000
7年目	3,000	22年目	2,000
8年目	3,000	23年目	1,000
9年目	3,000	24年目	0
10年目	3,000	25年目	0
11年目	2,000	26年目	0
12年目	2,000	27年目	0
13年目	2,000	28年目	0
14年目	2,000	29年目	0
15年目	2,000	30年目	0

3) みらいの保育園事業部 保育スタッフ（3年昇給ルール）

以下条件を満たした者に対し、昇給前の基本給が経験者加算対象スタッフの給与下限

値に満たない場合で、入社時の経験者加算後の給与下限値額よりも、昇給前基本給が低い場合は、入社時の経験者加算後の給与下限値額まで引き上げを行う。なお、上記を昇給した上で、その年の勤続昇給額と評価昇給額を加算する。

①基準日：4月1日

②みらいの保育園の所属であること

③日給月給者、かつ、保育士職であること

④基準日の時点で保育職として満3年を経過していること（休職事由問わず休職期間も在籍期間に含む）

⑤他事業部から異動している場合は、日給月給・保育職（有保育士資格）の場合は上記3）の期間に含める

注）入社時に経験者加算が適用された者の給与下限値は以下の通り

みらいの保育園事業部（東京勤務）：217,000 円（下限値基本給：209,000 円＋入社時経験者加算：8,000 円）

みらいの保育園事業部（仙台勤務）：183,500 円（下限値基本給：175,500 円＋入社時経験者加算：8,000 円）

※日給月給Cの者については上記金額の4/5とする。

4）ケアで越える事業部 保育スタッフ

単位：円

経験年数	昇給額	経験年数	加算額
1 年	3,000	21 年	1,000
2 年	3,000	22 年	1,000
3 年	3,000	23 年	1,000
4 年	4,000	24 年	1,000
5 年	4,000	25 年	1,000
6 年	4,000	26 年	1,000
7 年	4,000	27 年	1,000
8 年	2,000	28 年	1,000
9 年	2,000	29 年	1,000
10 年	2,000	30 年	1,000
11 年	2,000	31 年	1,000
12 年	2,000	32 年	1,000
13 年	2,000	33 年	1,000
14 年	2,000	34 年	1,000
15 年	2,000	35 年	1,000
16 年	1,000	36 年	1,000
17 年	1,000	37 年	1,000

18 年	1,000	38 年	0
19 年	1,000	39 年	0
20 年	1,000	40 年	0

(基本給更改の対象者)

第 23 条 基本給更改の対象者は、前年度末日に在籍するスタッフを対象とする。(試用期間が終了しており、かつ全労働日の 8 割以上勤務しているスタッフ) ただし、次の各号の一に該当する者は給与を昇給しないことがある。

1. 勤務成績が著しく不良なスタッフ
2. 業務外の事由により欠勤及び遅刻早退の多いスタッフ
3. 休職中のスタッフ
4. 雇用契約書にて別途個別に契約をしているスタッフ
5. その他改定することが不相当と認められるスタッフ

(時給スタッフの時給額改定)

第 24 条 時給スタッフの時給改定に関しては、以下の通りとする。

1. 対象職種：病児保育事業部 保育スタッフ (時給)
支給要件：期間の定めのない雇用契約を締結している時給スタッフ
昇給ルール：1 年勤続ごとに 10 円/時間の昇給を行う
基準日：3 月末日
改定時期：7 月 (7 月 1 日)
時給上限：1,600 円
2. 対象職種：みらいの保育園事業部 調理パートスタッフ
支給要件：入社後に、調理士免許・栄養士・管理栄養士のいずれかの資格を取得し、所属事業部へ申請をした場合
提示物：合格証または資格証の提示
昇給ルール：申請があった月から時給 100 円昇給
申請締日：当月 20 日提出締切、翌月 25 日支給。遡っての昇給は行わない。
改定時期：随時
3. 対象職種：障害児保育園ヘレン事業部 保育パートスタッフ
支給要件：入社後に、保育士の資格を取得し、所属事業部へ申請をした場合
提示物：資格証 (写) の提示
昇給ルール：申請があった月から時給 50 円昇給
申請締日：当月 20 日提出締切、翌月 25 日支給。遡っての昇給は行わない。
改定時期：随時

(基本給の減額)

第 25 条 基本給の減額に関しては、次の場合に行うことができるものとする。

1. 人事評価の結果が降格要件を満たす場合
2. 心身の傷病等により職位に求められる職責を果たせない場合
3. 定められたレベルの職責を果たすことができず、人事異動及び職位の変更等により降格する場合
4. 社内公募等で本人が希望し、異動を行う場合

(給与の変更)

第 26 条 当団体は、業績の変化、社会環境の変化や社員の処遇向上等の目的で、基本給及び各種手当について変更することがある。

(ディレクター給与)

第 27 条 ディレクター職については、一定の基準（以下、ディレクター給与算定基準という）により算定した金額を、経営会議の決議をもって決定する。ディレクター給与算定基準は、直前期の収支等を勘案して定めるものとし、その改廃は理事会の決議を経るものとする。

附 則

本規程は平成 29 年 9 月 1 日より施行する。

- *本規程は令和 2 年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 3 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 3 年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 4 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 4 年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 5 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 5 年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 6 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 6 年 10 月 1 日より本改訂版を施行する。
- *本規程は令和 7 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。

別表1 <各職種の基本給下限・上限一覧>

単位：円

		月給（週5）		月給（週4）		時給	
		下限	上限	下限	上限	下限	上限
病児保育 事業部	おやこレスキュー 隊員（新卒）	185,000	280,000	—	—	—	—
	おやこレスキュー 隊員（中途）	185,000	280,000	148,000	224,000	1,350	1,600
	看護師	240,000	280,000	192,000	224,000	—	—
みらいの保 育園事業部	園長	227,000	280,000	—	—	—	—
	保育（中途）	209,000	280,000	167,200	224,000	1,490	—
	看護師	240,000	280,000	—	—	—	—
	調理	208,000	280,000	—	—	1,170	—
	事務・用務	187,200	280,000	—	—	1,170	—
みらいの保 育園事業部 （仙台）	園長	193,000	246,000	—	—	—	—
	保育	175,500	246,000	140,400	196,800	1,040	—
	調理	174,720	246,000	—	—	980	—
	看護師	204,000	280,000	163,200	224,000	1,630	—
障害児保育 園ヘレン事 業部	園長	250,000	280,000	—	—	—	—
	保育	208,000	280,000	—	—	1,350	—
	看護師	240,000	280,000	192,000	224,000	1,850	—
	作業療法士・理 学療法士（リハ 職）	230,000	280,000	184,000	224,000	1,750	—
ケアで越え る事業部	保育	217,000	280,000	—	—	—	—
	看護師	240,000	280,000	192,000	224,000	1,850	—
	看護師（仙台）	204,000	280,000	163,200	224,000	1,630	—
	理学療法士（リハ 職）	230,000	280,000	—	—	—	—
本部	1 等級	200,000	250,000	160,000	200,000	—	—
	1 等級（新卒）	220,000	250,000	—	—	—	—
	2 等級	250,000	280,000	200,000	224,000	—	—
	2.5 等級	270,000	320,000	216,000	256,000		
	3 等級	300,000	400,000	240,000	320,000	—	—
	4 等級	350,000	500,000	280,000	400,000	—	—
	5 等級	400,000	600,000	320,000	480,000	—	—
	月給（有期）	190,000	220,000	—	—	—	—
	時給（新卒障害 者雇用・学生イ ンターン）	—	—	—	—	1,170	1,560
	時給（有期）	—	—	—	—	1,180	1,560

2 (3) ハ 役務の提供（別紙）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額 (円)	その他の取引条件等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	20,000	1,000円/時間+交通費 または 1,200円/時間+交通費
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	16,712	
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	7,903	
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	27,800	
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	4,273	
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	40,760	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	80,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	94,030	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	18,347	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	176,047	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	186,353	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	339,711	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	41,788	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	258,220	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	693,271	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	134,480	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	239,214	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	183,598	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	101,900	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	113,994	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	245,056	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	123,700	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	89,560	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	699,691	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	548,882	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	88,960	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	101,523	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	99,524	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	221,886	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	172,230	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	11,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	278,540	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	421,501	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	165,697	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	152,984	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	60,380	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	148,455	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	88,960	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	192,966	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	311,034	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	138,669	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	407,138	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	230,340	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	143,539	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	88,060	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	362,589	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	132,525	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	10,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	120,480	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	10,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	10,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	31,540	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	98,734	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	98,660	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	181,308	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	99,010	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,920	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	87,760	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	135,267	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	87,760	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	121,360	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	19,780	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	202,244	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	109,936	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	333,226	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	18,500	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	140,700	一般と同等

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額 (円)	その他の取引条件等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	320,919	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	442,842	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,560	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	126,143	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	85,532	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	94,332	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	94,820	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	168,190	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	122,870	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	236,713	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	120,670	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	236,378	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,600	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	304,072	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,920	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	166,184	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	183,364	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	156,860	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	89,560	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	135,795	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	11,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,920	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	206,602	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	251,710	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	174,362	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	137,720	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,600	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,920	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,600	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,600	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	472,475	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	112,651	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	11,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	6,600	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	166,744	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,920	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	84,920	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	102,420	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,000	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	67,760	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	34,820	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	99,550	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	78,760	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	76,880	一般と同等
		病児保育	2024年4月1日～2025年3月31日	3,300	一般と同等
		コンサルティング費用	2024年4月1日～2025年3月31日	8,100,000	契約に基づく
		相談料	2024年4月1日～2025年3月31日	860,000	法律顧問契約に基づく 月額30,000円 他
		理事会等の日当	2024年4月23日 2024年5月23日 2024年6月6日 2024年6月21日 2024年7月26日 2024年9月30日 2024年10月18日 2025年1月14日 2025年1月29日 2025年2月21日	200,000	役員報酬規程に基づく 日当20,000円

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額 (円)	その他の取引条件等
		理事会等の日当	2024年4月23日 2024年5月23日 2024年6月6日 2024年6月21日 2024年7月26日 2024年9月30日 2024年10月18日 2024年11月11日 2024年11月18日 2024年12月9日 2024年12月26日 2025年1月29日 2025年2月21日	260,000	役員報酬規程に基づく 日当20,000円
		理事会等の日当	2024年4月23日 2024年5月23日 2024年6月6日 2024年6月21日 2024年7月26日 2024年9月30日 2024年10月18日 2024年12月9日 2024年12月26日 2025年1月14日 2025年1月29日 2025年2月21日	240,000	役員報酬規程に基づく 日当20,000円
		理事会等の日当	2024年5月23日	20,000	役員報酬規程に基づく 日当20,000円

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2024年4月25日	26,775 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	48,006 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	12,054 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	20,848 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	83,392 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	177,208 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	41,220 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	11,450 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	22,900 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	100,760 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	13,740 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	310,800 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年4月25日	27,000 円	生活困窮家庭支援
		2024年4月1日～ 2024年7月31日	36,760 円	生活困窮家庭支援
		2024年5月31日	319,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	294,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	630,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	630,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	151,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年7月27日	25,560 円	こども宅食全国普及推進
		2024年5月29日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	630,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	630,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	151,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年7月27日	3,838 円	こども宅食全国普及推進
		2024年5月29日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	588,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	588,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	159,600 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月29日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	319,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	117,600 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	310,800 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	294,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	134,400 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月30日	134,400 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	336,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年7月27日	7,680 円	こども宅食全国普及推進
		2024年5月31日	319,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	58,800 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	25,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	336,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年7月27日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
		2024年5月31日	310,800 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	58,800 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	25,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	168,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	252,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年7月27日	29,760 円	こども宅食全国普及推進
		2024年5月31日	294,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	50,400 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	25,200 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年5月31日	126,000 円	子ども宅食_全国普及推進事業
		2024年7月25日	72,000 円	社会課題解決
		2024年7月27日	11,514 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月27日	7,680 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月27日	18,880 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	14,880 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	20,160 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	3,540 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	6,720 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	8,520 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	3,838 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	3,840 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	9,600 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	20,160 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	3,540 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	2,240 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	23,028 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	18,880 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	19,200 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	37,440 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	13,440 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	17,280 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	8,850 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	6,720 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年11月27日	9,504 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	7,676 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	3,840 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	5,760 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年7月27日	3,540 円	こども宅食全国普及推進	
	2024年11月27日	8,544 円	こども宅食全国普及推進	

	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
	2024年7月31日	3,838 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	9,600 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	17,280 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,540 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	4,480 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	5,760 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	1,770 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	4,080 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	12,800 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	22,400 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	7,152 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	7,200 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	7,344 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,838 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	2,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	1,770 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	14,256 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	10,680 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	11,016 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	22,764 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	11,514 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,640 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,540 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	2,240 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	321,000 円	こども宅食全国普及推進
	2025年3月7日	105,840 円	こども宅食全国普及推進
	2025年3月7日	105,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	34,080 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	30,704 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	34,080 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	19,190 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	11,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	18,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	28,800 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	14,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	31,680 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,850 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	11,200 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	15,352 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	9,440 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	9,600 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,640 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,540 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	2,240 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	15,360 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	18,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	38,400 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	29,760 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	51,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	10,620 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月30日	6,720 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	9,504 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,640 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	11,514 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	5,760 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	5,310 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	2,240 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	12,816 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	23,760 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	9,450 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	13,008 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	8,880 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	4,410 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	16,320 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	12,800 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	14,304 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	16,500 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	21,600 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	41,600 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	17,040 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	14,688 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	51,120 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	7,680 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	18,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	28,800 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	29,760 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	14,160 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,960 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	34,080 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	3,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	9,440 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	14,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	7,080 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	4,480 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	7,680 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	9,440 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	9,600 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	5,310 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	34,080 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	11,514 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	7,680 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	18,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	29,760 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	20,160 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	8,850 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月31日	4,480 円	こども宅食全国普及推進
	2024年8月7日	101,822 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月7日	189,098 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月14日	900,000 円	生活困窮家庭支援

	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
	2024年8月14日	14,546 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月14日	14,546 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月15日	15,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月16日	10,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月17日	18,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月19日	15,400 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月20日	15,400 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月21日	29,092 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月21日	29,092 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月27日	203,644 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月27日	189,098 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年8月29日	15,400 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年9月3日	320,012 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月3日	392,742 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月3日	363,650 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月8日	87,276 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月8日	145,460 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月15日	116,368 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月15日	116,368 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月22日	116,368 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月22日	116,368 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月23日	101,822 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月23日	14,546 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月24日	14,546 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月25日	72,000 円	社会課題解決
	2024年10月29日	145,460 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年10月30日	58,184 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
	2024年11月15日	32,500 円	困窮者支援
	2024年11月15日	41,580 円	困窮者支援
	2024年11月15日	34,086 円	困窮者支援
	2024年11月15日	770,400 円	困窮者支援
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	27,000 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2025年2月25日	6,580 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	17,040 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	7,676 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	3,840 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	10,184 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	15,276 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	10,184 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	9,440 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	9,600 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	14,880 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	10,184 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	11,520 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	15,276 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	2,546 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	7,080 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年7月29日	6,720 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	5,092 円	こども宅食全国普及推進
	2024年11月27日	7,638 円	こども宅食全国普及推進

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2024年11月27日	16,260 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	14,256 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	5,280 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	4,272 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	11,016 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	11,880 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	9,450 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	19,512 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	2,376 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	2,136 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	11,880 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	3,252 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	2,136 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	11,880 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	6,504 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	57,600 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	2,136 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	11,880 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	6,504 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	2,376 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	2,136 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	11,880 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	3,252 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	19,200 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月29日	8,372 円	困窮者支援
		2024年11月29日	2,376 円	困窮者支援
		2024年11月29日	38,520 円	困窮者支援
		2024年11月29日	42,800 円	困窮者支援
		2024年11月29日	85,600 円	困窮者支援
		2024年11月29日	132,680 円	困窮者支援
		2024年12月6日	1,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	1,390 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	598 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	4,280 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	2,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	2,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	4,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	3,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	2,700 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	300 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月6日	1,380 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	31,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	42,997 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	23,322 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	166,920 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	77,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	77,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	148,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	93,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	83,700 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	11,700 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	19,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月10日	53,820 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	1,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	1,387 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	598 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	4,280 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	2,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	2,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	4,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	3,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	2,700 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	300 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月11日	1,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月13日	1,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月13日	1,387 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月13日	598 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業
		2024年12月13日	4,280 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援 事業

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2024年12月13日	2,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	2,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	4,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	3,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	2,700 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	300 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月13日	1,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	26,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	36,062 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	22,724 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	162,640 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	65,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	65,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	124,800 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	78,000 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	70,200 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	11,400 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	18,500 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月16日	68,400 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月25日	25,086 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月25日	160,380 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月25日	57,816 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月25日	30,546 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月25日	916,398 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2024年12月25日	1,076,404 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年1月8日	203,644 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年1月16日	318,200 円	困窮者支援
		2025年1月17日	21,600 円	こども宅食全国普及推進
		2025年1月17日	17,040 円	こども宅食全国普及推進
		2025年1月17日	20,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年1月17日	22,032 円	こども宅食全国普及推進
		2025年1月17日	12,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年1月17日	327,273 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年1月27日	72,000 円	社会課題解決
		2025年2月5日	4,848 円	困窮者支援
		2025年2月7日	559,000 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月7日	750,000 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月10日	23,432 円	困窮者支援
		2024年11月27日	10,680 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	12,000 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	6,096 円	こども宅食全国普及推進
		2024年11月27日	16,260 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	8,160 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	12,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	6,840 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	3,576 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,200 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,688 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	13,500 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	17,040 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	11,514 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	7,680 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	9,440 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	9,600 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	14,880 円	こども宅食全国普及推進
		2024年7月29日	17,280 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	17,760 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,410 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	12,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	10,728 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	49,500 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	20,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	17,040 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,688 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	40,500 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,410 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	12,240 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	3,576 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	20,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	17,040 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,688 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	13,500 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,410 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,080 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	6,840 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,152 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,200 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,344 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	8,880 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,410 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,080 円	こども宅食全国普及推進

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2025年2月25日	13,500 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,410 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	4,080 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	12,800 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,152 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,200 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	7,344 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	237,816 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年2月25日	49,090 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年2月25日	137,454 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年2月25日	62,685 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年2月26日	887,306 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年2月26日	1,163,680 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年3月7日	493,920 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月7日	493,920 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月7日	463,680 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月7日	428,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月7日	428,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年2月25日	14,688 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月11日	493,920 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月11日	493,920 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月11日	463,680 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月11日	428,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月11日	428,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	196,560 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	196,560 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	612,000 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	428,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	428,400 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	463,680 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	493,920 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月14日	493,920 円	こども宅食全国普及推進
		2025年3月22日	19,998 円	困窮者支援
		2025年3月22日	8,645 円	困窮者支援
		2025年3月31日	19,818 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業
		2025年3月31日	5,091 円	ひとり親支援・子育て家庭への物品支援事業

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 フローレンス	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
赤坂 緑		理事		○							2021年7月1日 就任
宮崎 真理子		理事		○							2018年7月1日 就任
阿部 佳美		理事		○							2022年7月1日 就任
荻原 国啓		理事		○							2022年7月1日 就任
蛭田 富美子		理事		○							2022年10月1日 就任
生田 秀		監事		○							2020年7月1日 就任
以下余白											

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人フローレンス		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（勘定奉行）使用 電子保存	随時	10年
現金出納帳	表計算ソフト（EXCEL）使用 データ保存	随時	10年
固定資産台帳	会計ソフト（弥生会計）使用 データ保存	毎月	10年
賃金台帳	給与ソフト（マネーフォワード） 使用 データ保存	1ヶ月毎	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（勘定奉行）使用 データ保存	随時	10年
貯蔵品台帳	データベースソフト（kintone） 使用 データ保存	1ヶ月毎	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。